令和6年能登半島地震
道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議

日時：令和6年6月6日（木）11：00～
場所：WEB 会議形式

次　第

1．　開会

2．　主催者挨拶

3．　議事

（1）　設立趣意（案）

（2）　規約（案）

（3）　県市町管理道路における復旧状況、主な課題　等

（4）　今後の進め方

4．　その他

5．　閉会

･･

資料－1　出席者名簿
資料－2　設立趣意（案）
資料－3　規約（案）
資料－4　各道路の状況
資料－5　検討事項
参考資料

資料－1

■令和６年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議 出席者名簿

（敬称略）

所属	役職	氏名	備考
【国土交通省】			
北陸地方整備局　道路部	道路部長	武藤　聡	座長
金沢河川国道事務所	事務所長	五十川　泰史	
能登復興事務所	事務所長	杉本　敦	
【石川県】			
土木部	土木部長	桜井　亘	
【自治体】			
輪島市	建設部長	福尾　原悟	
珠洲市	環境建設課長	大宮　準司	
七尾市	建設部長	三野　助樹	
能登町	建設水道課長	鏡島　敏雄	代理：建設水道課 大平 課長補佐
穴水町	地域整備課長	金谷　康宏	
志賀町	まち整備課長	山内　勉	

【事務局】

北陸地方整備局　地域道路課

金沢河川国道事務所

能登復興事務所

石川県土木部　道路建設課

道路整備課

（案）

資料－２

令和6年能登半島地震　道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議

設立趣意

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、石川県能登地域を中心に最大震度7を観測し、地域的に大きな隆起や山崩れの発生等に伴い道路網が寸断され、孤立集落が発生する等、甚大な被害をもたらした。

関係機関が連携した懸命な緊急復旧作業により、各種インフラの復旧が進められるなか、令和6年5月に「石川県創造的復興プラン（仮称）案」がとりまとめられ、今後、本格的な復興が加速化していくことになるが、その際、道路に不通区間や通行規制区間があることが各種復興事業の支障とならないよう、関係機関で情報共有し、課題に対応することが重要である。

本会議は、令和6年能登半島地震にて甚大な被害を受けた、国、石川県及び県内でも著しい被害のあった市町の管理する道路において、復旧・復興を着実に進めていくため、復旧作業の進捗状況の共有を図り、進捗把握や課題の対応検討などを行うことを目的に設置するものである。

（案）

資料－３

令和６年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議　規約

（目的）

第１条　令和６年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議（以下、「調整会議」という。）は、令和６年能登半島地震にて甚大な被害を受けた、国、石川県及び県内でも著しい被害のあった市町の管理する道路において、復旧・復興を着実に進めていくため、復旧作業の進捗状況の共有を図り、進捗把握や課題の対応検討などを行うことを目的に設置する。

（議事内容）

第２条　調整会議は、次に掲げる事項について連絡調整等を行う。

（１）国県市町が管理する国道・県道・市道・町道の状況についての情報共有

（２）（１）の道路の復旧に関する進捗把握、課題への対応

（３）その他、復興を着実に進めていくための課題の対応検討等

（調整会議の組織）

第３条　調整会議は、別表に掲げる者で構成する。

２　調整会議に、座長１名を置く。

３　座長は、北陸地方整備局 道路部長とする。

４　座長は、調整会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

（調整会議の開催）

第４条　調整会議は、必要に応じて座長が招集し、会議を開催する。

２　会議は原則として非公開とする。

（代理の選任）

第５条　構成員は、会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

（事務局）

第６条　調整会議の事務局は、北陸地方整備局 道路部 地域道路課、北陸地方整備局 金沢河川国道事務所、北陸地方整備局 能登復興事務所、石川県 土木部 道路建設課、及び石川県 土木部 道路整備課に置く。

（その他）

第７条　この規約に定めるもののほか、調整会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この規約は、令和６年６月６日から施行する。

別表（第３条関係）
令和６年能登半島地震 道路の本格復旧・復興に向けた連絡調整会議　構成員

職名
北陸地方整備局　道路部長
北陸地方整備局　金沢河川国道事務所長
北陸地方整備局　能登復興事務所長
石川県　土木部長
輪島市　建設部長
珠洲市　環境建設課長
七尾市　建設部長
能登町　建設水道課長
穴水町　地域整備課長
志賀町　まち整備課長

各道路の状況

■石川県の通行止め状況（６月３日現在）

現在の通行止め区間　２１路線　４３箇所

夏までに、２５箇所※1程度の通行止め解除を目指す。

※1　（主）輪島富来線や（一）五十洲亀部田線など

■３市３町※2の通行止め状況（６月３日現在）

幹線道路における通行止めが約６０箇所程度

※2 輪島市、珠洲市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町

注）３市３町の通行止め箇所数については、調査不能区間があるため、変更になる場合があります。

■市町道の被災状況について

〇穴水町 町道の被災事例

検討事項

道路の現状と本格復旧・復興の検討の流れ

・令和６年５月に「石川県創造的復興プラン（仮称）案」がまとまり本格的な復興が始動

・一方、国県道、幹線市町道においては、未だ通行止め箇所が多数存在

・今後、復旧・復興の動きの加速化に向け、道路の不通区間や通行規制区間が支障とならないようにすることが重要

■道路の復旧・復興の検討の流れ

①通行の確保（1車線確保含む） ▷ ②スムーズな通行の確保 ▷ ③本格復旧 法面、構造物などの再構築 ▷ ④復興に向けた道路整備

検討事項①

＜石川県創造的復興プラン（仮称）案＞

「施策の４つの柱」より抜粋

１　教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

インフラや施設の早期復旧と強靭化、災害廃棄物の処理促進　など

２　能登の特色ある生業（なりわい）の再建

農林水産業の再建、伝統工芸産業や商店街の再建、観光産業の再建　など

３　暮らしとコミュニティの再建

暮らしと住まいの再建、祭りや文化財の再建、地域公共交通の再建　など

４　誰もが安全・安心に暮らし、学ぶことができる環境・地域づくり

医療・福祉・子育て支援体制の充実強化、学びの環境の再建、危機管理対応の充実　など

検討事項①

関係機関の復旧・復興を着実に進めていくため、各道路の復旧作業状況の共有を図り、進捗把握や課題の対応検討などを行う。

検討事項②

＜石川県創造的復興プラン（仮称）案＞

「具体的取組」より抜粋

1　教訓を踏まえた災害に強い地域づくり

大施策　1　公共土木施設などの復旧促進

中施策　1　国や市町、事業者と連携した各種インフラ・施設の復旧促進

小施策　1　社会インフラや医療・福祉施設、学校、交通安全施設等の早期復旧

【取組】　公共土木施設等の早期復旧

市町との連携により、地震で被災を受けた道路等、社会インフラの早期の機能回復を図る。

大施策　5　公共インフラ・施設等の強靭化

中施策　1　有識者を交えた技術的検証

小施策　1　被災状況を検証し、地域の実情に応じた強靭なインフラの検討

【取組】　有識者の知見を踏まえた復旧方針のとりまとめ

有識者や国・県・関係市町等から構成される技術検討委員会において、道路等の大規模な被害や土砂災害のメカニズム及び技術的な課題等を整理し、復旧の方針をとりまとめる。

中施策　2　道路の強靭化・機能強化

小施策　2　金沢・能登間の移動高速化

【取組】　のと里山海道の４車線化と能越自動車道の整備促進

【取組】　珠洲道路、門前道路の高規格化

検討事項②

復旧・復興の具体的取組を着実に進めていくため、関係機関で情報共有し、課題に対応していく。

参考資料

道路の復旧状況（国道・県道・市町道）

令和６年５月３１日（金）
令和６年能登半島地震　復旧・復興支援本部（第６回）
国土交通省資料

国土交通省

5/21　7時00分時点

○国と地方公共団体で構成する連絡調整会議（事務局：国交省）を設置し、県市町が管理する道路の状況について共有を図り、本格復旧・復興を支援

県管理道路

国道249号の沿岸部

凡例

- ：国交省対応（走行可能）
- ：自治体対応（走行可能・この他でも作業を実施）　} 一般道
- ：自動車専用道路（走行可能）
- ：被災規模　大
- ：被災規模　大（緊急車両等の通行を確保済）
- ：県対応道路啓開箇所